

【学校管理職向け勉強会】学校法務の基礎

法的視点を踏まえた保護者対応のあり方

自己紹介

- 小美野 達之 (おみの たつゆき)
- 弁護士 (堺みくに法律事務所)
- 大学非常勤講師 (兵庫教育大学、早稲田大学)
- その他

本日のテーマ・進め方

- 保護者対応における法的な留意事項
- 仮想事例問題の検討
- 仮想事例問題の検討を踏まえた議論
- その他

保護者対応に おける法的な留 意事項

黒板に児童の悪口が書かれていたら？

●○○キモい、帰れ！

- 朝、教室の黒板に特定の児童に対する悪口
- 担任の教員としてどう対応するか
- 設置者や学校種によらず教員の発想はほぼ同じ

山口卓男編著「新しい学校法務の実践と理論」日本加除出版2014年、7頁を参考に作成

教育的思考と法的思考の相違

- 教育的思考:情緒的、曖昧、集团的、未来志向
- 法的思考:論理的、厳密、個人的、過去志向
- 教育的思考のみで法的思考を無視してもよいか

法的視点を持った対応の重要性

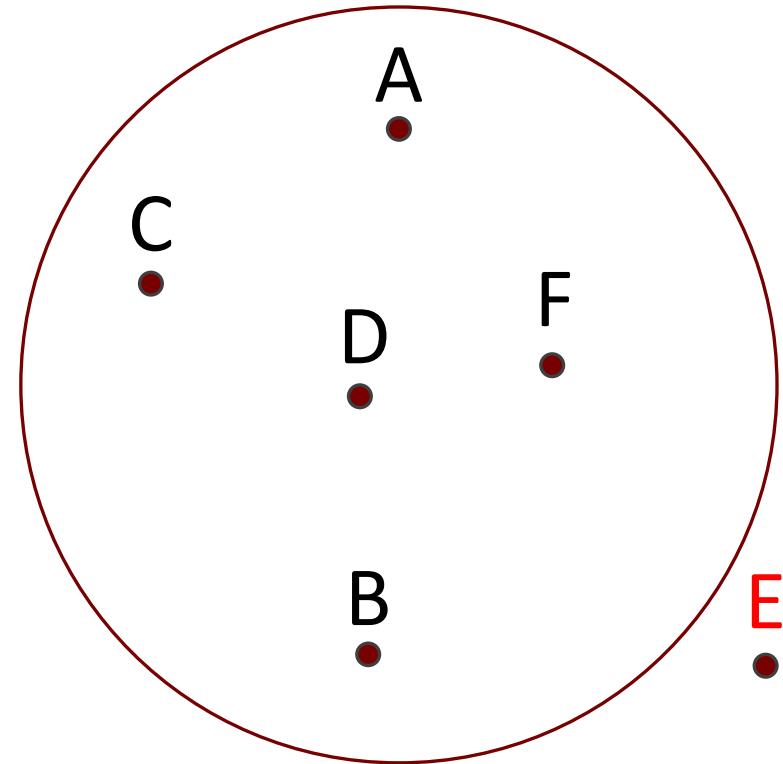
- 保護者が訴えれば裁判所は法的に判断（評価規範）
- 訴えるかどうかは、訴える側が自由に判断
- 教員として公務員として法令遵守義務（行為規範）

保護者の手のひら返し

- 保護者は常に法的に正しいことを求める訳ではない
- 法的に正しくないことを「教育的」なものとして要求
- 何か問題が起きると手のひらを返して法的責任を追及

学校教育における学校の裁量の広さ

- 学校教育法37条4項
 - 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 学校教育法37条11項
 - 教諭は、教育をつかさどる。
- 私立学校、高校以上の学校は保護者による選択という要素



毅然とした対応と寄り添う対応の問題点

- 「毅然とした対応」と「寄り添う対応」
- 保護者・生徒が指導に「納得」することは非常に重要
- 保護者は納得せずに平行線のまま卒業という「解決」も

仮想事例問題 の検討

仮想事例問題の検討

- 仮想事例問題について個人で検討
- 所属校の一般の教員は、どう考えるのかも想像
- 「答え」そのものよりも「理由」に注目

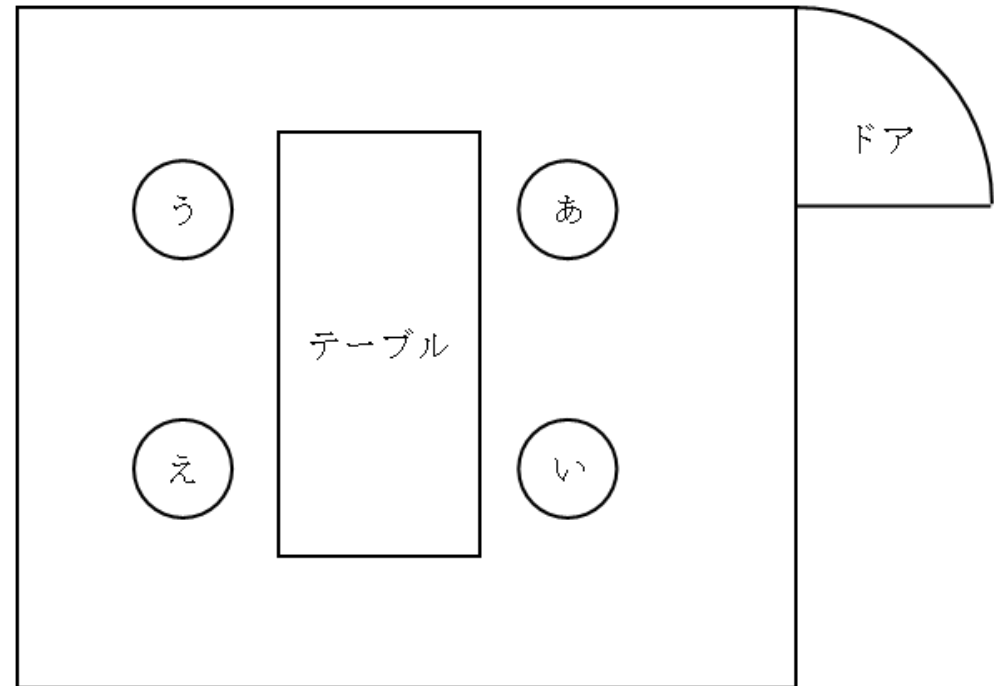
仮想事例検討 を踏まえた議論

仮想事例検討を踏まえた議論

- 教職員の生命・身体 of 安全確保
- 法的な見通しを踏まえたうえでの教育的対応
- 法令等に沿った説明と保護者の納得

教職員の生命・身体への安全の確保

- 教育活動以前の安全確保
- 児童、保護者だから大丈夫とは限らない
- 荒れていない学校の危機意識



法的な視点を持つということ

- この問題は、法的にはどのように取り扱われるのか
- 現場の実務がどうであれ法的規範は無視できない
- 法的な視点を持ったうえで、教育的な対応を考える

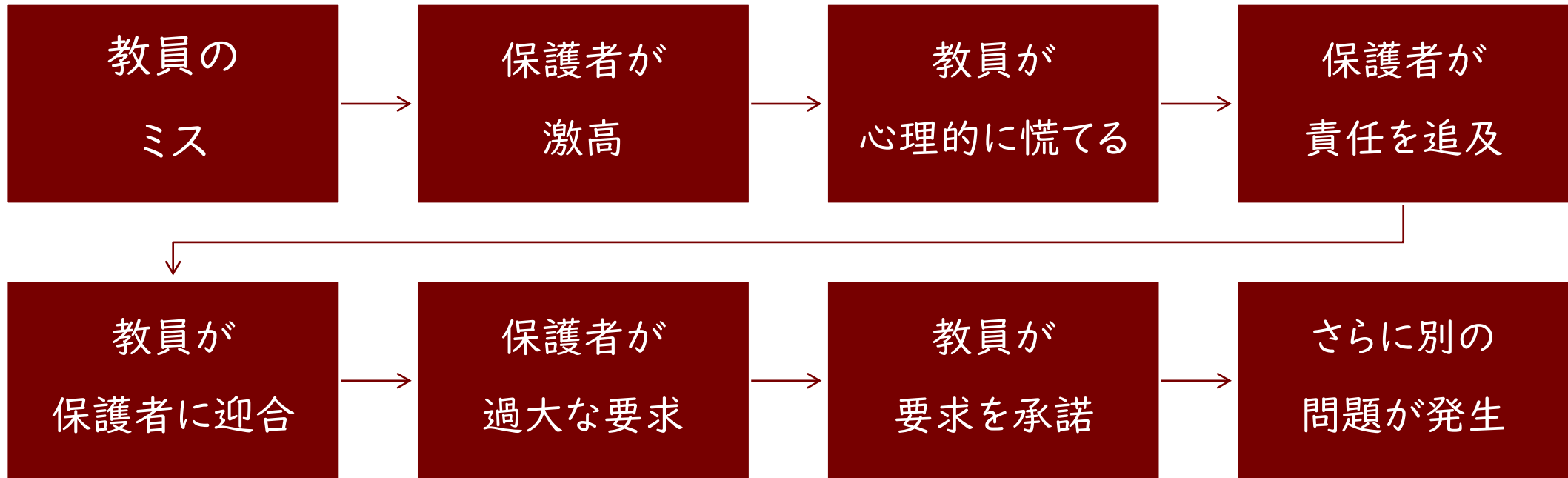
いじめ防止対策推進法にいう「いじめ」

- いじめ防止対策推進法2条
 - この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 児童生徒間の行為で児童生徒が苦痛を感じたらいじめ

学校における事実の調査と指導

- いじめ防止対策推進法22条
 2. **学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。**
 3. **学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。**
- いじめの疑いがあるとき、学校は調査をして指導等をする

教員のミスからの問題の拡大



教職員が法的視点を持つことの意味

- 教職員が法的視点を持つ≠法律専門家のようになる
- 教育的な対応の前提として法的な落とし穴を把握・回避
- 法令等に沿った対応であることによる保護者の「納得」

管理職に求められること

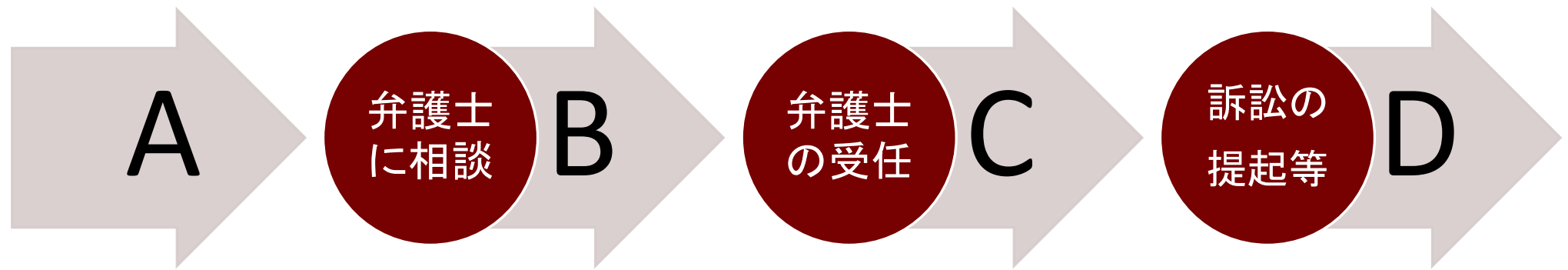
- 教職員が法的視点を持つように「指導」する
- 保護者対応の「段階」を戦略的に考える
- スクールロイヤーその他の専門家を活用する

その他

保護者側の弁護士の立場

- 保護者側の弁護士は、保護者の利益実現が使命
- 弁護士の考える具体的な「保護者の利益」の内容
- 保護者が弁護士に相談、依頼することを妨げない

保護者側の弁護士との関与の段階



保護者からの文書による回答要求

- 文書による回答を求める保護者の意図
- 文書の証拠価値が高いゆえの問題点
- 紛争の成熟後、校長名で法的チェックを受ける必要性

別居親からの要求に対する対応

- 児童の親権者だが別居している親からの学校への要求
- 保護者＝親権者であることと、その意味
- どんな対応をしても、他方の親権者との紛争可能性

質疑応答